

日貨協連

ETCコーポレートカード 盗難保険のご案内

ークレジットカード盗難保険（補償期間変更に関する特約付帯）ー

保険期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 4 月 1 日

【ETC コーポレートカード盗難保険の特徴】

各高速道路会社等より貸与されている ETC コーポレートカードについて、紛失や盗難により、第三者に不正使用された場合であっても、各高速道路株式会社等からの請求に対しては、そのカード使用料の支払は免れません。

このような万一の事態によって被る損害を団体契約として補償する保険です。



ETCコーポレートカード盗難保険の おすすめポイント

1. 年間保険料がカード 1 枚あたり 16 円！！

皆様に、より利用しやすい制度とするため、2024 年度より保険料を引き下げています。

2. 加入手続きが簡便！！

2025 年 1 月 31 日現在のカード残高枚数により加入保険料が決定するため、加入手続きが簡便です。



日本貨物運送協同組合連合会

東京都新宿区四谷 3 丁目 2-5 (全日本トラック総合会館 9 階)
TEL: 03-3355-2035 FAX: 03-3355-2037

＜引受保険会社＞ 共栄火災海上保険株式会社＜幹事＞
三井住友海上火災保険株式会社＜非幹事＞

ETCコーポレートカード盗難保険のあらまし



ETC コーポレートカード制度利用協同組合（以下「協同組合」といいます。）ならびに組合員の皆様が各高速道路株式会社等（発行元）より貸与されている ETC コーポレートカードについて、紛失や盗難により、第三者に不正使用された場合であっても、各高速道路株式会社等（発行元）からの請求に対しては、その使用料の支払は免れません。このような万一の事態によって被る損害を補償する保険です。

保険契約者は・・・ 日貨協連です。

本保険制度は日本貨物運送協同組合連合会を保険契約者とする団体契約です。

加入者（被保険者）は・・・ 協同組合ならびに組合員です。

協同組合ならびに組合員です。

対象カードは・・・ 被保険者が貸与されている ETC コーポレートカードです。

協同組合ならびに組合員が各高速道路株式会社等（発行元）より貸与されている全ての ETC コーポレートカードが対象です。

保険期間は・・・ 4 月 1 日からの 1 年間です。

2025 年 4 月 1 日午後 4 時から 2026 年 4 月 1 日午後 4 時まで（1 年間）

*ただし、毎月 1 日を始期日とした中途加入もできます。

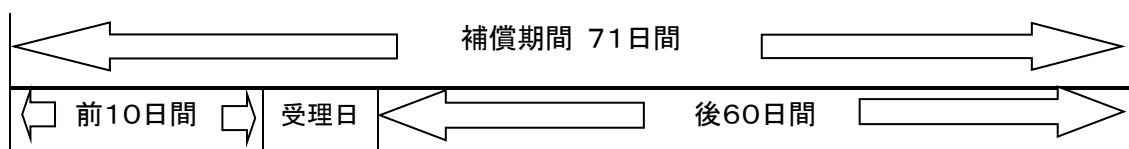
補償内容は・・・ ETC コーポレートカードの盗難・紛失による損害を補償します。

ETC コーポレートカードが盗取・詐取または横領（以下「盗難」といいます。）され、もしくは紛失し、かつ保険期間中に第三者に不正使用されたことによって本保険加入者（被保険者）が被る損害に対して保険金をお支払いします。



補償期間は・・・ カード発行元の届出受理日前 10 日間と受理日および受理日後 60 日間の計 71 日間です。

ETC コーポレートカードが盗難に遭い、もしくは紛失した旨の届出を各高速道路株式会社等（発行元）が受理した日の前 10 日間と、受理日および受理日の翌日からの 60 日間までの 71 日間です。



保険金をお支払いできない主な損害は・・・次のとおりです。

- ① 協同組合ならびに組合員および理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ② 協同組合ならびに組合員の家族・同居人・使用人・留守を預かる者が自ら行った盗難または加担した盗難による損害
- ③ 保険期間の開始する以前に生じていた ETC コーポレートカードの盗難・紛失による損害
- ④ ETC コーポレートカードが協同組合ならびに組合員に到達する前に生じた盗難・紛失による損害
- ⑤ 他人に譲渡・貸与または担保差入された ETC コーポレートカードの使用による損害
- ⑥ ETC コーポレートカード交換期限を経過した後に行われた不正使用による損害
- ⑦ ETC コーポレートカード利用規定・利用約款違反による損害
- ⑧ 戦争、内乱または地震・噴火・津波などに基づく著しい秩序混乱に乗じてなされた盗難・紛失による損害
- ⑨ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた事故による損害

など

保険金の支払額は・・・カード 1 枚あたり 1 事故につき 50 万円限度です。

補償期間中に第三者に不正使用された金額をお支払いします。ただし、ETC コーポレートカード 1 枚、1 事故につき 50 万円を限度とします。

保険料は・・・カード 1 枚あたり年間 16 円です。

- ① **ETC コーポレートカード 1 枚あたり年間 16 円**です。
- ② 保険料のお支払い方法は一括払いです。保険期間終了後の保険料精算処理は行いません。



加入申込方法

加入申込時期は・・・ 2025 年 3 月 14 日（金） 日貨協連必着にてお手続きください。

加入申込書ならびに保険料のご送金につきましては、日本貨物運送協同組合連合会に **2025 年 3 月 14 日（金）必着**にてお願いいたします。到着分は 2025 年 4 月 1 日より補償開始となります。（毎月 1 日からの中途加入も可能です。）

加入時に必要な書類は・・・ 加入申込書に必要事項をご記入・押印のうえ、ご送付ください。

「ETC コーポレートカード盗難保険加入申込書」に必要事項をご記入・押印のうえ、日本貨物運送協同組合連合会宛にご送付ください。加入単位は協同組合全組合員加入とし、加入組合員事業者における全保有カードが対象です。

【ご注意】一部組合員（事業者）加入または一組合員内のカードの一部加入はできません。

加入時保険料のお支払い方法は（保険始期である 2025 年 4 月 1 日からご加入の場合）・・・

2025 年 1 月 31 日現在のカード枚数（残高枚数）を集約し、保険料を算出の上、添付の払込取扱票もしくは銀行振込にて日本貨物運送協同組合連合会宛、2025 年 3 月 14 日（金）までにご送金ください。

* 保険料計算式は、「保険料=カード枚数（残高枚数）×保険料単価（16 円）」です。

中途加入時必要書類は・・・ 加入申込書に必要事項をご記入・押印のうえ、ご送付ください。

「ETC コーポレートカード盗難保険加入申込書」に必要事項をご記入・押印のうえ、日本貨物運送協同組合連合会宛にご送付ください。

* 保険期間中途での組合員の加入・脱退は手続き不要です。

中途加入時保険料のお支払いは・・・ 当月 20 日締切、翌月 1 日補償開始となります。

中途加入時には、払込取扱票もしくは銀行振込にて日本貨物運送協同組合連合会宛に、ご送金ください。当月 20 日締切、翌月 1 日補償開始となります。

* 中途加入時保険料（1 枚あたり）

加 入 日	保 険 料	加 入 日	保 険 料	加 入 日	保 険 料	加 入 日	保 険 料
5 月 1 日	15 円	8 月 1 日	13 円	11 月 1 日	10 円	2 月 1 日	6 円
6 月 1 日	14 円	9 月 1 日	12 円	12 月 1 日	9 円	3 月 1 日	4 円
7 月 1 日	14 円	10 月 1 日	11 円	1 月 1 日	7 円		

加入申込書記載は・・・以下の記載例をご参照ください。

加入申込書は 3 枚複写となっています。3 枚とも日本貨物運送協同組合連合会へご送付ください。

申込日 2025 年 3 月 10 日

ETC コーポレートカード盗難保険加入申込書

日本貨物運送協同組合連合会 御中

(注：加入者番号は記入しないでください。)

加 入 依 頼 者	
住 所	〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5
組 合 名 (T E L)	日本運送協同組合 03-3355-2035
代 表 者	(肩 書) 日 本 太 郎 ㊞

加入者番号		
保 険 期 間	2025 年 4 月 1 日から 2026 年 4 月 1 日午後 4 時まで	
残高枚数★	120 枚	
保 険 料	120 枚×16 円=1,920 円	
★他の保険契約の有無 (有の場合は下に記入してください。)		
有 ㊞		
保険会社名	保険種類	保険金額 (千円)

* 押印については、代表者個人印・角印可。

* この加入申込書に★印が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、保険金のお支払いができないことや保険契約を解除させていただくことがありますので正しくご記入ください。

保険料算出における注意点は・・・以下をご確認ください。

- ① 毎月のカード枚数 (残高枚数) のご通知は不要です。
- ② 保険期間終了後の保険料確定精算処理は行いません。
- ③ 保険始期日である 4 月 1 日からご加入の場合には、毎年 1 月 31 日現在のカード枚数 (残高枚数) を基礎に、次年度の年間保険料を算出します。
- ④ 中途加入の場合には、申込み時点でのカード枚数 (残高枚数) に一枚あたりの保険料を乗じて保険料を算出します。

実際の事故のときは
どうすればいいの?

次ページを参照のうえ、
日貨協連までご連絡ください。



保険金請求の手続き

事故の連絡は・・・ 事故発生の場合は次のとおり事故連絡を行ってください。

組合員は盗難、紛失を知ったときにすみやかに警察署へ届出を行ったうえで、所属協同組合へ事故概要（事故日時・場所・状況・届出警察署・事故カード番号等）を報告してください。連絡を受けた協同組合は各高速道路株式会社（発行元）等に届出を行なうとともに、所定の「事故受付メモ」によりすみやかに日本貨物運送協同組合連合会へFAXにて報告してください。報告受付後、日貨協連受付印押印のうえ、FAXにて返送いたします。

保険金請求に必要な書類を日本貨物運送協同組合連合会より加入協同組合に送付します。

保険金のご請求は・・・ 保険金のご請求に必要な書類は次のとおりです。

不正使用による損害が発生した場合に協同組合ならびに組合員は次の書類を取りまとめのうえ、日本貨物運送協同組合連合会宛にご送付ください。

- ① 保険金請求書（保険会社所定様式）
- ② 事故状況報告書（保険会社所定様式）
- ③ 警察への届出証明、被害届（写）
- ④ カード交付管理台帳（写）
- ⑤ 事故期間中の各高速道路株式会社等からの利用料請求書
- ⑥ 各高速道路株式会社宛カード紛失届（写）
 - * 各高速道路株式会社等の受付印のあるものをご提出ください。
- ⑦ その他保険会社が求める書類

保険金ご請求にあたってご注意いただきたい事項は・・・

保険金ご請求時には「カード交付管理台帳」（写）のご提出が必要です。備え付けがない場合や、カード枚数（残高枚数）の過少申告によるお申込みの場合、保険契約が解除されることがありますのでご注意ください。

* カード交付管理台帳記載事項・・・「事業者名」「住所」「代表者名」「カード発行日」「カード発行 NO.」

* 当該保険ご加入時のカード枚数（残高枚数）、保険期間中のカード枚数（残高枚数）の増減については、必ずカード交付管理台帳にて管理を行ってください。

- 本案内は ETC コーポレートカード盗難保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては日本貨物運送協同組合連合会または幹事保険会社へお問い合わせください。
 - ご加入後 1 カ月を経過しても加入者証が届かない場合は、お手数ですが日本貨物運送協同組合連合会にご連絡ください。
 - この契約は日本貨物運送協同組合連合会を保険契約者とし、ETC コーポレートカード制度利用協同組合ならびに組合員の方を被保険者とする団体契約です。日本貨物運送協同組合連合会は ETC コーポレートカード制度利用協同組合の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめて共栄火災海上保険株式会社と保険契約を締結します。
 - ご加入の際には「重要事項説明書」を必ずご確認ください。
 - ご加入の際には、加入申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。なお、ご加入者と加入者証記載の被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容をご加入者よりご説明いただきますようお願い申し上げます。
 - この保険は複数の保険会社による共同保険契約です。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行をして、保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払、その他の事務を行います。
-

【引受保険会社】

(幹事保険会社)

共栄火災海上保険株式会社 農林水産部 海上営業課

〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6

TEL : 03-3504-2333 FAX : 03-3595-1971

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(非幹事保険会社)

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第四部 第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

TEL : 03-3259-6638 FAX : 03-3259-7093

<http://www.ms-ins.com>

作成年月 : 2025 年 2 月 承認番号 : 24-2199